

相次ぐ留置施設保護室内 虐待死事件に寄せて⑩ (了)

田鎖麻衣子

警察庁「留置管理業務推進要領」（以下「要領」という）の開示を受けた（被開示文書は、特定非営利活動法人 CrimeInfo 等に掲載）。要領は「第1 留置施設の設計」「第2 留置施設の管理運営」「第3 被留置者の処遇」から成るが、第2は微修正、第3が大幅に加筆修正されており、本稿では、この第3における改正の概要を確認したい。

旧要領は、「被留置者の属性に応じた処遇」という項目を設け、女性・性障害者等、外国人、特別要注意者（自殺や逃走のおそれから戒具を使用され、保護室に収容された被留置者、及び戒具使用・保護

室収容に至らずともこれらのおそれが強い被留置者）という四つの「属性」を挙げていた。そして、これらの「属性」とは別に「留置施設の規律上容認できない要求や苦情を繰り返して申し立てたり、それが受け入れられないことを理由に、留置担当官の指示に反して留置施設の秩序や平穏を乱す行為等」を行う「問題被留置者」の範疇を設け、対応を規定していた。

これに対し新要領は「属性」から「特別要注意者」を外し、新たに「①飲食物を摂取しない被留置者、②医療を必要とする被留置者を加えた。②については、状況に応じ必要ない医療上の措置をとる。こ

と、精神障がいなどの疑いがある場合には、精神保健福祉法二三条所定の通報を検討するよう求めている。そもそも、医療上の対応も通報も法律上の義務なので、注意喚起の規定が盛り込まれたにすぎない。むしろ、従来、医療上の対応を要する人々の処遇につき記載がなかったということに驚きである。

旧要領で「属性」として整理されていた「特別要注意者」は、「問題被留置者」と共に「特異な動静を有する被留置者の処遇」という項に置かれ、これらの類型への「指定」やその「解除」の手順、指定後の対応が定められた。拘束衣・防声具の使用

と保護室収容の期間については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という）の規定を確認するに留まる。なお、使用・収容の中止にあっても、留置業務管理者に法二〇一条の規定に基づく診療及び精神保健福祉法に基づく通報を検討するよう求めているが、前記のとおり既存の法律上の義務の確認である。要するに、新要領で

実質的に新たに付加されたのは、手錠・捕縄の使用時間目安と、幹部による不定期の巡視である。これにより、被留置者の死亡など深刻な事件は防げるのか。筆者の見解は否である。ベルト手錠と

捕縄の使用は延べ一〇時間以上にも及んだ岡崎署事件は論外だが、浪速署事件では日を分けて計四時間、一回当たりの使用は三時間以下だったと推測でき、かつ、死亡は使用解除の九時間後であった。また、幹部による不定期の巡視で、暴行など虐待行為はある程度抑止できても、それだけで体調の変化を読み取ることは不可能である。電話で嘱託医の意見を聞いても、嘱託委に提供する情報自体が医療の非専門家によつて取捨選択されては意味がない。しかも体調は急変するものである。本年二月に署員五人が業務上過失致死

の被疑事実で送検された高島平署の死亡事案では、糖尿病の基礎疾患のある少年被疑者について、逮捕段階でかかりつけ医から電話で「短期的には問題ないと思われる」と聴取したものの、少年はその後に嘔吐や発熱の症状が出て、自力で立つことも不可能になったが（シックデイであろう）、車椅子で勾留質問に連れて行かれたという。この状態で同署留置場での勾留を決定した裁判官の判断も許しがたいが、これが現代日本の標準的実務なのである。折しも法制審議会はオンライン勾留質問を含む刑事手続IT化の要綱（骨子）を答申した。これに対し日弁連は反対を表明したが、二年前、オンライン接見等の実現への期待から「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」の「取

りまとめ報告書」に「賛同」（二〇二二年三月一日付会長談話）した責任を、正面から受け止めるべきである。さて、一年間、厳しい現実を書いてきたが、代用監獄の廃止に向け、今この瞬間からも出来ることはある。まず、不必要な身体拘束をなくすこと。基礎疾患や障がい、言語の壁がある人などいわば「拘禁弱者」は、代用監獄に勾留しないこと、等。手続に関与する一人一人の実践によつて、未来を変えようではないか。【追記】脱稿後、岡崎署の元留置主任官（依願退職）が業務上過失致死罪で略式起訴、他の署員八人は不起訴と報じられた。被留置者を尊厳ある一人の人間とみなさない捜査機関は、自ら招いた生命侵害の結果を、かくも軽く扱う。道は険しい。